様式第10号（第23条関係）

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地　　大阪府高槻市上田辺町１９番８号

氏名又は名称及び代表者の氏名　　都市クリエイト株式会社
代表取締役　前田　晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

高槻市長　濱田　剛史

許可の年月日	令和８年４月１日	許可番号	１０６Ｕ０１１
許可の期間	令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで		
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（浄化槽汚泥、し尿を含むビルピット汚泥、実験動物の死体・糞・マットを除く。）		
業務実施区域	高槻市域内		
許可の条件	（１）　本市より排出された処理可能な一般廃棄物に限る。 （２）　積み替え保管を除く。 （３）　廃棄物に関する関係法令及び「高槻市一般廃棄物収集運搬業者等に対する行政処分の基準等に関する要綱」を遵守すること。		